

準備はお早めに！

確定申告

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎74-3003)

確定申告が必要な人

- ①営業、不動産所得などがある人で所得税額が生じる人
- ②年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な人
- ③年末調整済みで、他に20万円を超える所得がある人など

※税制改正で公的年金などの収入金額が400万円以下でそれ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、所得控除（扶養控除や医療費控除など）を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

■国民健康保険加入者

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。令和元年分の収入がなかった人、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけであった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告しましょう。

申告に持参するもの

- 共通 収入がわかるもの、給与・年金の人は源泉徴収票の原本（コピー不可）、印鑑、マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ※還付申告の場合は、申告者名義の預貯金口座がわかるもの（通帳など）
- ※必ず印鑑を持参してください。

■各種所得控除

- ・社会保険料控除 健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
- ・生命、地震保険料控除 生命保険、地震保険控除証明書
- ・障害者控除 障害者手帳など
- ・配偶者特別控除 配偶者の収入がわかるもの
- ・医療費控除 医療費控除対象分の利用料領収証から受診者別、病院・薬局ごとに集計し作成した、医療費の明細書を持参してください。

医療費控除について

医療費控除の提出書類が簡略化されています

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要とな

ります。前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

り、領収書提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除の明細書には治療費を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。医療費通知（医療費のお知らせなど）を提出することにより、明細の記入を省略することができま

す。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から提出を求められたときは、提示または提出しなければなりません。

確定申告の相談と申告書の相談

役場税務財政課窓口で受付と相談を行います。

2月17日(月)～

3月16日(月)

洞爺総合支所申告相談日

- 日時 2月7日(金)、2月13日(木) 13時～17時
- 場所 洞爺総合支所会議室

洞爺湖温泉支所申告相談日

- 日時 2月28日(金)、10時～12時、14時～16時
- 場所 洞爺湖温泉支所会議室

セルフメディケーション 税制について

健康の保持増進と疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、令和元年中に自己または生計を一にする親族のために1万2千円以上の対象医薬品を購入した場合、セルフメディケーション税制を受けることができます。

ただし、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため重複して適用することはできません。

確定申告にはマイナンバー の記載が必要です

確定申告には、申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者など本人確認書類は不要）

■本人確認書類の例

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

配偶者控除と 配偶者特別控除が 改正されました

平成30年分の確定申告から、配偶者控除と配偶者特別

■配偶者控除の控除額

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般控除対象配偶者	老人控除対象 配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1000万円以下	13万円	16万円

■配偶者特別控除の控除額

		控除を受ける納税者 本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者の 合計所得金額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

控除の要件が次のとおり変更となりました。

- ① 控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1000万円以下であること。
- ② 配偶者特別控除の対象となること。

る配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下であること。（改正前は、38万円超76万円以下）
※①、②のほかの要件については、変更ありません。

還付申告の受付が 始まります

令和元年分の還付申告の受付が始まります。町では、1月31日（金）から役場税務財政課窓口で随時受付を開始します。

また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。詳しくは、室蘭税務署（☎0143-2214151）へ問い合わせください。

事業主の皆さん

従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税を特別徴収（給与天引き）する義務があります。また、正職員以外のアルバイト・パートなどの従業員についても原則として特別徴収をする必要があります。

■問合せ 役場税務財政課税務グループ（☎74-3003）／胆振総合振興局納税課（☎0143-24-9586）



償却資産の申告を忘れていませんか？

1月31日（金）まで

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことで、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費または損金に算入されるものです。

償却資産の申告をするときには、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認し、適正な申告をお願いします。



家を取壊した人は家屋の減失届を

1月31日（金）まで

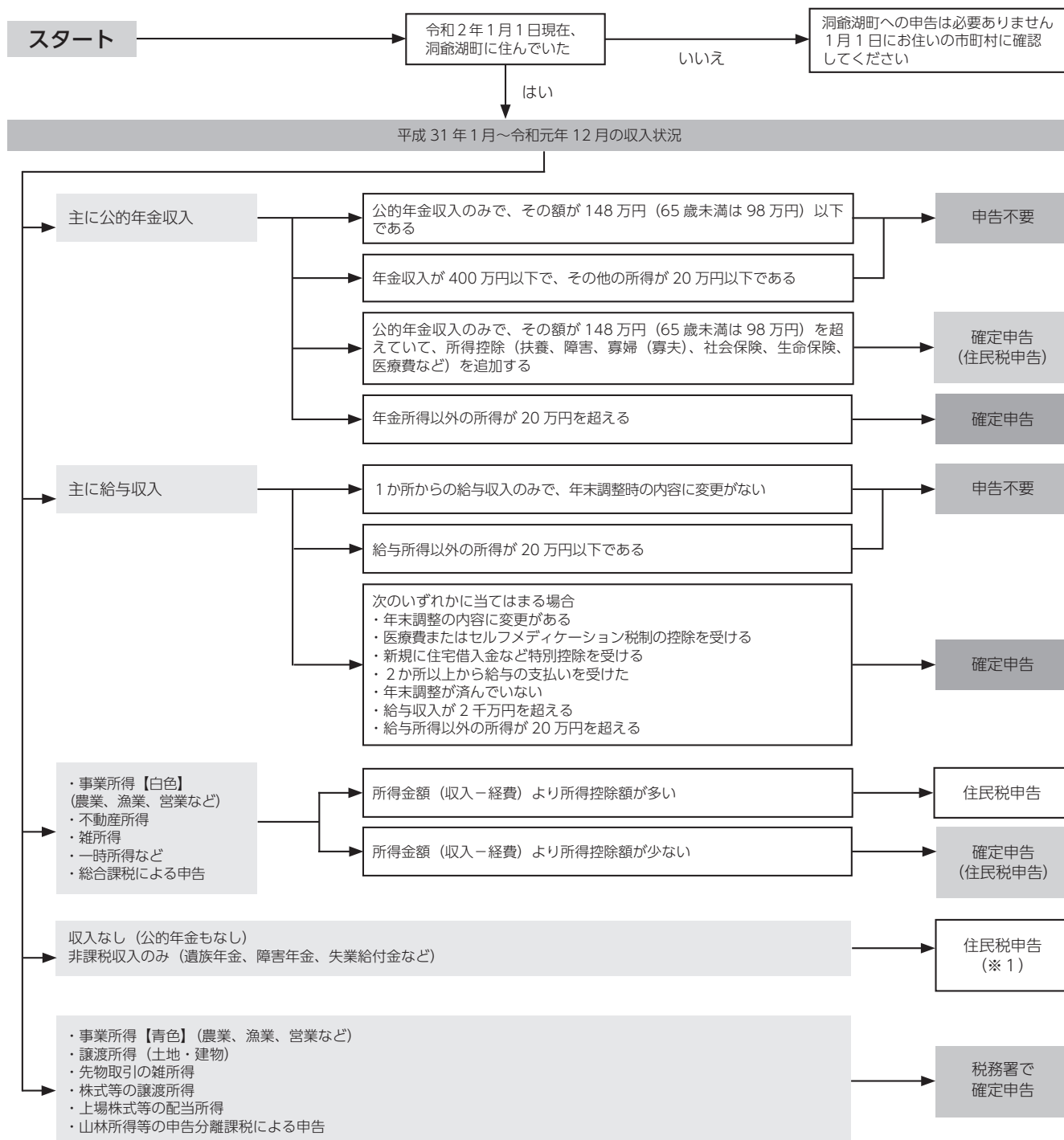
固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取り壊した人で、まだ家屋の減失届をしていない人は、1月31日（金）までに税務財政課へ家屋減失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物減失登記申請書を提出し、減失の手続きを行ってください。

カンタンチェック！

あなたは確定申告が必要？不要？



※1 税証明書や国民健康保険税の算定などで申告が必要となります。

申告する人の収入状況や控除内容によって、上記のとおりにならない場合もありますのであくまで目安としてください。